

徳島県個人情報保護審査会答申第112号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年8月19日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が私に提出した個審第○号（平成○年○月○日）に添付の管第○号（H○年○月○日）付けに関する経緯が分かる書類（伺い含む）県土整備部（阿南）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年9月2日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、作成及び取得しておらず、存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年9月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年12月26日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

「徳島県個人情報保護条例第20条の3項の規定により次のとおり請求を拒否すると決定した」が、県が使用し管理する官庁であり、無いとする拒否決定はおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件処分に至る経緯

- (1) 平成〇年〇月〇日，南部総合県民局阿南庁舎敷地内において，審査請求人が運転する車両と南部総合県民局県土整備部（阿南）（以下「県土整備部（阿南）」という。）の職員が運転する県有車両による交通事故が発生した。
- (2) 平成〇年〇月〇日，南部総合県民局長は，県有車両等事故速報（以下「事故速報」という。）により，当該事故の状況を管財課に通報した。
- (3) 平成〇年〇月〇日，審査請求人は，県土整備部（阿南）に対し，当該事故に係る報告書及び関係書類について個人情報開示請求を行った。
- (4) 平成〇年〇月〇日，県土整備部（阿南）は，（3）について，審査請求人以外の個人情報を非開示とする個人情報部分開示決定を行った。
- (5) 平成〇年〇月〇日，審査請求人は，（4）により開示された事故速報に記載された事故の概況について個人情報訂正請求を行った。
- (6) 平成〇年〇月〇日，県土整備部（阿南）は，（5）について，請求内容を証明できるものがないことを理由とする個人情報非訂正決定を行った。
- (7) 平成〇年〇月〇日，審査請求人は，（6）について，異議申立てを提起した。
- (8) 平成〇年〇月〇日，管財課は，（7）について，当審査会に諮問した。
- (9) 平成〇年〇月〇日，当審査会は，管財課に対し，（8）に係る理由説明書の提出を求めた。
- (10) 平成〇年〇月〇日，管財課は，当審査会に理由説明書を提出した。
- (11) 平成〇年〇月〇日，当審査会は，理由説明書の写しを審査請求人に送付した。
- (12) 平成28年8月19日，審査請求人は，県土整備部（阿南）に対し本件請求を行った。
- (13) 平成28年9月2日，県土整備部（阿南）は，処分庁として本件処分を行った。

2 本件処分の理由

審査請求人が開示を求めている個人情報は，本件請求の添付書類として，当審査会が平成〇年〇月〇日付け個審第〇号により審査請求人に送付した理由説明書の写しが提出されていることから，当該理由説明書の作成及び提出に係る経緯が分かる立案文書等のことであると解される。

審査請求人は，本件請求において開示請求した個人情報が，県土整備部（阿南）に無いとする拒否決定はおかしいと主張するが，不服申立て，あっせん，調停又は訴訟に関する事務の処理については，徳島県事務決裁規程第6条により部長の専決事項として規定されており，審査請求人が提起した異議申立てについて，南部総合県民局において事務処理を行う権限がない。

そのため，県有車両の事故処理に関する事務を所管する管財課において異議申立てを受理し，当審査会への諮問，理由説明書の作成・提出等の事務を行ったものであり，これらの事務に関わっていない県土整備部（阿南）は，理由説明書に関する立案文書等を保有していない。

以上により，本件請求については，開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として，条例第20条第3項の規定に基づき，個人情報開示請求拒否決定処分

を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、本件請求の添付書類として、当審査会が平成〇年〇月〇日付け個審第〇号により審査請求人に送付した理由説明書の写しが提出されていることから、当該理由説明書の作成及び提出に係る経緯が分かる立案文書等に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

不服申立て、あっせん、調停又は訴訟に関する事務の処理については、徳島県事務決裁規程第6条により部長の専決事項として規定されており、県土整備部（阿南）において事務処理を行う権限がないため、県有車両の事故処理に関する事務を所管する管財課において、事務処理を行い、これらの事務に関わっていない県土整備部（阿南）は、本件請求に係る保有個人情報を作成及び取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月26日	諮問
令和2年12月11日	審議（第130回審査会）
令和3年1月29日	審議（第131回審査会）
同 年 3月 5日	審議（第132回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長